

令和7年6月定例会 一般質問 野口昌史議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「ひとり暮らしの高齢者の問題について」

○野口昌史 皆様こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、日本維新の会野口昌史、一般質問させていただきます。

1期目は10か月という本当に短い任期でしたが、今回は2期目4年間、しっかりと市民のために職責を果たしてまいりますので、引き続きよろしく願いいたします。

さて、本題に入ります。

まず、大項目の1のひとり暮らしの高齢者問題についてですが、私がこの問題に取り組むきっかけとなりましたのは、つい最近、市民の方から次のような切実なお話があったからでございます。お話をいただいたのは、一軒家に2人で暮らしておられたご高齢の女性からで、先日、急にご主人がお亡くなりになられまして、いろいろな手続等は遠方におられる息子さんたちが来られてされたそうですが、一旦落ち着いたところで、さて、この一軒家で私一人どうやって暮らしていけばいいんだろうっていう、本当、何か急に不安になったっていうことなんです。私自身は、まだ両親と一緒に同居しておりますので、今までそんなことを考えたこともなかったんですけども、改めて、このようなお話をお聞きし、高齢化が進む社会で今後このようなことがますます増えてくるだろうと思ひ、今回この問題に取り組んだ次第でございます。

さて、厚生労働省が開催している地域共生社会の在り方検討会議におきまして、令和6年10月29日に行われた第5回の資料1「地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応について」によりますと、これ正式に言うとは社人研の日本の世帯数の将来推計、令和6年によるものですが、高齢単身世帯は、1990年には25世帯に1世帯であったのが、2050年には5世帯に1世帯になると予想されております。もちろん、本市においても例外ではなく、ひとり暮らしの高齢者の割合は増加しており、今後も増加が見込まれます。

ひとり暮らしの高齢者は、緊急時の対応、日常生活の支援、孤立防止など多様な課題を抱えており、家族や近隣住民からも安否確認等の相談が寄せられると聞いております。本市においては、令和7年4月に地域包括支援センターを4か所体制に拡充されたということですが、高齢者の価値観やライフスタイルの多様化に対応した支援体制の構築が急務であります。しかしながら、このようなことは今後行政だけではなかなか対応し切れない問題であり、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを考えていかなければならないと考えます。

そこでまず、本市の状況についてお伺いさせていただきます。

本市におけるひとり暮らしの高齢者の割合はどのようになっているのかについてお尋ね

し、壇上からの私の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部長 本市における正確な独り暮らしの高齢者の割合は把握できておりませんが、令和4年に65歳以上の高齢者を対象にしました介護保険・高齢者福祉に関する意向調査におきましては、1万1,304人の回答者のうち15.1%の人が独り暮らしであると回答しております。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。

正確な人数は把握できないとのことですが、現在約15%の高齢者の方が独り暮らしだということで、この15%という数字を聞いても、なかなか、多い、この数字だけでは多いのか少ないのか、ぴんとこないと思いますので、比較するためにも、過去からの推移についてお尋ねいたします。

それでは、その介護保険・高齢者福祉に関する意向調査における独り暮らしの高齢者の割合の推移はどのようになっていますでしょうか。

○健康福祉部長 介護保険・高齢者福祉に関する意向調査を開始いたしました平成26年は11.8%、平成28年は12.9%、令和元年は13.9%と、独り暮らしであると回答する高齢者の割合は増加傾向にある状況でございます。

以上です。

○野口昌史 ありがとうございます。

この数字は、冒頭で触れました日本の世帯数の将来推計と見比べると、ほぼ同じような割合で推移しております。ということは、本市におきましても、今から25年先の2050年の予想値である20.6%、すなわち5世帯に1世帯が高齢単身世帯になるだろうということでございます。この結果を踏まえすと、3月議会の人口問題でも述べさせていただきましたように、中・長期的スパンで物事を考えながらも、早急な対応が必要だと思ふ次第であります。

次に、少し話題を変えてお伺いいたします。

独り暮らしの高齢者の方々は、近くに家族や親戚が住んでいたり、また元気で社交的な方々などは何かと相談する方はいらっしゃると思いますが、反対に、いろいろなご事情で家族と疎遠であったり、身内や友人がおらず、相談する方がいないというケースも少なからずあると思います。そのような方々はやはり行政のほうで何らかの対応する必要があるわけですが、そこでお尋ねいたします。

本市では、独り暮らしの高齢者の相談先はどのようなところがありますでしょうか。

○健康福祉部長 独り暮らしの高齢者にかかわらず、高齢者の様々な困り事に対応する総合相談窓口といたしまして地域包括支援センターがございます。

以上です。

○野口昌史 ありがとうございます。

それでは、次にお尋ねいたします。

その地域包括支援センターは本市に何か所ありますでしょうか。

○健康福祉部長 令和7年4月より、高齢者人口の増加に対応し、支援体制の強化や相談者の利便性の向上を図るため、新たに1か所の地域包括支援センターを開設し、市内4か所の体制に拡充しております。

以上です。

○野口昌史 ありがとうございます。

地域包括支援センターの数につきましては、冒頭のほうで答えを先に言ってしまいましたが、ご答弁にありましたように、本市では新たに1か所開設し、今後の高齢者の増加に備えて、しっかりと対応なされていることと、少し安心いたしました。

それでは、その4か所の地域包括支援センターというのはそれぞれの地域にあるのか教えていただけますでしょうか。

○健康福祉部長 地域包括支援センターは、お住まいの地域によって担当が分かれております。香芝北中学校区及び北今市にお住まいの方は総合福祉センター内に中央地域包括支援センターを、香芝東中学校区にお住まいの方は下田西に東地域包括支援センターを、香芝西中学校区にお住まいの方は畑に西地域包括支援センターを、北今市を除く香芝中学校区にお住まいの方は良福寺に南地域包括支援センターを設置しております。

以上です。

○野口昌史 ありがとうございます。ほぼ市内4か所の中学校区に分かれて配置されているということでございますね。

それでは次に、お尋ねいたします。

では、その地域包括支援センターは主にどんなことを行っているのか、教えていただけますでしょうか。

○健康福祉部長 地域包括支援センターは、主に高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援、介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント、高齢者に対する虐待防止やその他の権利擁護事業などを行い、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援を行っております。

以上です。

○野口昌史 ありがとうございます。

私は、畑にある西地域包括支援センターの前をよく車で通り過ぎることがあるんですが、以前は本当に何をしているところなんだろうと疑問を持って見てただけなんですけども、たまたまちょっと母の介護が必要になって、そして父親が相談に行つて初めて、その役割というものを認識いたしました。

介護保険法第115条の46第1項には、地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設とありますが、なかなか市民の皆さんの認知度は低いのではないかと思います。市のほうでも、もちろん市民の皆様には周知は行っていると思いますが、当事者になって初めて、

どこに相談に行けばよいのか、そしてこんなところで相談を受けてもらえるのだと分かるケースは少なからずあると思います。

それでは、次の話題に進みます。

それでは、独り暮らしの高齢者の話題に戻り、お尋ねいたします。

地域包括支援センターでも独り暮らしの高齢者の相談を受けるとは思いますが、どのような相談が多いのでしょうか。

○健康福祉部長 独り暮らしの高齢者本人からは「体調が悪く、横になって過ごすことが多い」、「家族が遠方にいるため、これからどうやっていったらよいか不安である」とか、また独り暮らしの高齢者の家族や近隣の方からは「連絡がつかず心配している。どうしているか確認してほしい」といった相談が多くなっております。

以上です。

○野口昌史 ありがとうございます。

本人からの相談だけでなく、ご家族や近隣の方からも連絡があるということで、私は特にこの近隣の方からというところが今後を考える上で非常に大切ではないかと思えます。核家族化が進み、近所付き合いも減っている中で、大変難しい問題とは思いますが、やはり人と人のつながりってというのは大切だと思います。私、いつも喫茶店の例ばかりで本当に申し訳ないんですけども、最近何々さん来てないよね、心配だよ、様子を見に行ってみようかっていう何げない、ありふれた会話ですが、こういうことの一つ一つが今後このような問題に対処していく上で本当に大切ではないかと考える次第でございます。

では、次の質問に移ります。

独り暮らしの高齢者の相談を受けて、どのような支援を行っているのでしょうか。

○健康福祉部長 独り暮らしの高齢者支援といたしましては、急病など緊急時の通報に24時間365日対応するための緊急通報装置に係る貸与費用の一部を助成する事業やホームヘルパーによる家事支援などの日常生活を援助する事業、また高齢者の生活に身近な事業所等と協定を結び、異変の早期発見、早期対応に向けて、高齢者の重層的な見守りを支援する事業などを行っております。

以上です。

○野口昌史 ありがとうございます。

公的支援につきましては、もちろん予算が許されるなら厚い支援があることにこしたことはありませんが、本市におきましても限られた予算の中でしっかり対応しているのだと認識いたしました。

次に、一口に独り暮らしの高齢者といいますが、その状況というのは様々だと思います。

そこで、お尋ねいたします。

独り暮らしの高齢者の状態像に応じた支援の仕組みをどのように整備されているのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長 独り暮らしの高齢者にかかわらず、高齢者の状態像に応じた支援の仕組みといたしましては、元気な高齢者につきましては、現在の健康状態を維持継続していくため、いきいき百歳体操や介護予防教室などの介護予防への取組を推進しております。また、虚弱やフレイル状態にある高齢者につきましては、転倒骨折予防教室やフレイル予防教室などへの参加を促し、機能の回復を目指すとともに、家に閉じ籠もらないように支援しております。

なお、介護が必要な高齢者につきましては、介護保険による各種サービスを受けられるよう支援を実施しているところでございます。

以上です。

○野口昌史 ありがとうございます。

今ご答弁の中にありました転倒骨折、これ本当に高齢者の皆様に気をつけていただきたい。私の母親も同じようなケースで、骨折してなかなか治らないっていう、本当に大変な問題だと思いますので、そのまま寝たきりになってしまうケースとかありますので、ぜひそうならないように、引き続き予防対策をしっかりと行っていただきたいと思います。

それでは、次は少し見方を変えましてお尋ねいたします。

今後、高齢者の価値観やライフスタイルが多様化していく中で、その変化にどのように対応していく方針なのかをお尋ねいたします。

○健康福祉部長 令和7年度に実施いたします高齢者を対象といたしました介護保険・高齢者福祉に関する意向調査によりまして高齢者のニーズを把握し、適切に支援が提供できるよう対応していきたいと考えております。

以上です。

○野口昌史 ありがとうございます。

これはご高齢者だけに限った話ではございませんが、多様化してきてるニーズの一つ一つに対応することは本当に大変難しい問題だと思いますが、その中でも可能な限り本当に適切な支援、ぜひよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

独り暮らしになる前からの早期支援や予防的取組についてどのようなことを行ってるのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長 高齢者が地域のつながりの中で安心して暮らすことができるよう、地域住民や民生委員、社会福祉協議会等と連携しながら、地域の支え合いや多様な生活支援サービスの体制整備を構築するため、地域住民と民生委員、社会福祉協議会等で構成される、協議体と呼ばれる話合いの場を定期的を開催しております。

以上です。

○野口昌史 ありがとうございます。

独り暮らしになる要因というのは個々様々だと思いますし、冒頭でお話ししましたように、突然お相手が、お相手というか、連れ合いの方が亡くなるという場合もございますので、

予防という言葉は本当に適切ではなかったかもしれませんが、万が一に備えて、心積もりはしておかなければならないのではと思う次第でございます。

次の質問に移ります。

昨年12月議会の一般質問で高齢者の居場所問題についてお尋ねしたときに、本市におきまして通いの場に全国平均をはるかに上回ってる割合の方々が参加してるとご答弁いただきました。

そこで、お尋ねいたします。

この通いの場におけるひとり暮らしの高齢者の参加状況はどのようになっているか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長 通いの場に参加されている高齢者の家族構成までは把握していないため、ひとり暮らしの高齢者の参加状況は分からない状況でございます。

以上です。

○野口昌史 ありがとうございます。

せっかく多くの高齢者の方々が参加されてるということなので、プライバシー等の問題はあるかもしれませんが、可能な限り個々の皆さんの現状を把握しておくことも大切なことではないかと考えております。

それでは次に、お尋ねいたします。

その通いの場の活動がひとり暮らしの高齢者の孤立防止や見守り機能としてどの程度機能しているのでしょうか。お尋ねいたします。

○健康福祉部長 本市が運営の支援を行っておりますいきいき百歳体操では、参加者が長期に休むようになった場合などは、参加者同士で自宅を訪問し、様子を確認するなど、地域での見守りが強化されている事例があるとお聞きしております。

以上です。

○野口昌史 ありがとうございます。

先ほど私が述べた喫茶店での会話につながるようなお話、やはりつながりは大切なことだなと思います。

それでは、最後の質問させていただきます。

本市における今後の高齢者施策の方向性はどのようにお考えなされていますでしょうか。

○健康福祉部長 本市においても、高齢者人口が増加し、ひとり暮らしの高齢者も増加している中、地域全体で高齢者を支えていく仕組みづくりの重要性が増しております。今後におきましても、地域住民や介護福祉に携わる関係機関との連携を一層強化し、高齢者が暮らしやすい地域づくりを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。

今お答えいただきました地域全体で高齢者を支えていく仕組みづくり、すなわち厚生労

働省の言葉を借りると、地域共生社会の実現が今後本市においても必要であると考えております。地域共生社会とは、制度、分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものであると書かれております。そして、三橋市長におかれましては、先日の中山議員の代表質問のご答弁の中で、同じような趣旨のことを述べておられたと思います。

今回の私の質問では、独り暮らしの高齢者にテーマを絞ってお伺いさせていただきましたが、これはご高齢者や支援を必要としている方々だけでなく、市民全体のためになるものだと考えております。そして、ひいては香芝市の魅力を上げることになるのは間違いのないと思います。大変難しい課題だと思いますが、私も引き続き多角的な視点からこの問題に取り組んでいきたいと考えておりますし、ぜひ行政におかれましてもしっかりとこの問題に取り組んでいただけますようご要望させていただきます。

「橋梁老朽化問題について」

○野口昌史 それでは、大項目2の橋梁の老朽化の問題に移ります。

全国的に橋梁や下水道等のインフラの老朽化が人命に関わる深刻な社会問題となっている現状、その対策は急務でございます。しかしながら、老朽化したインフラを整備するためには莫大な予算が必要なことも明らかであります。

橋梁に関しては、市のホームページにもアップされておりましたが、香芝市橋梁長寿命化修繕計画、令和7年1月に追記改定されてるに基づきまして取組を進められておられますが、その状況及び対策についてお伺いし、今後のインフラ老朽化対策に必要不可欠な市民の安全確保と財源負担軽減の両立について考えてまいりたいと思います。

国土交通省の資料によりますと、我が国には橋梁が約73万橋あり、そのうち地方公共団体が管理する橋梁は全体の9割以上で、建設後50年を経過した橋梁の割合は10年後、このときからですけど、10年後、2032年には約59%に急増すると書いてあります。本市におきましては、私の道の私道橋として、令和5年度末の段階では212橋保有してるとあります。全国的に各自治体では橋梁の老朽化対策が問題となっている現在、本市における橋梁の現状についてお伺いいたします。

まず、本市にある橋梁の老朽化はどのような状況になっているのか、お尋ねいたします。

○都市創造部次長 直近で令和2年度から令和5年度までに実施をいたしました橋梁の2巡目となる定期点検におきましては、211橋を対象に点検をいたしまして、その結果、4区分の判定のうち、1判定の健全と判定をした橋梁は65橋、2判定の予防保全段階と判定をした橋梁が138橋、3判定の早期措置段階と判定をした橋梁が8橋でございます、4判定の緊急措置段階と判定した橋梁はございません。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。

4判定の緊急措置段階の橋はないということですが、次に、今度、措置が必要な橋梁の対策についてお伺いしたいと思います。

定期点検にて3判定の早期措置段階と判定された8橋について、対策はどのように進められているのか、お伺いいたします。

○都市創造部次長 8橋のうち6橋につきましては、既に修繕工事が完了してございます。残りの2橋につきましては、令和6年度に修繕設計を行っておりまして、令和7年度、本年度に修繕工事を実施する予定でございます。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。

ということは、本年度で早期に、あるいは緊急に措置を講ずるべき状態の橋、橋梁はないということですね。はい。

続きまして、同じ判定区分の中でも各橋梁によって状況は違うと思いますが、修繕工事に着手する優先順位はどのように設定しているのか、お尋ねいたします。

○都市創造部次長 修繕工事の優先順位でございますが、橋梁の重要度、また健全度及び劣化予想などによりまして、着手する順番を決定しているところでございます。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。

本市では、令和5年度末で建設後50年を超過する橋梁が151橋、そこから20年後には171橋、香芝市全体の橋梁の実に81%が高齢化橋梁となってしまいますとあります。ここだけを取り上げると、なかなか深刻な問題ではないかと思えます。

それでは次に、橋梁の修繕の方法についてお伺いしたいと思います。

香芝市橋梁長寿命化修繕計画におきましては、令和2年度から令和11年までの10か年の修繕計画が示されておりますが、どのように修繕を進めていかれるのか、お尋ねいたします。

○都市創造部次長 まず、点検につきましては、5年に1度の法定点検を計画的に実施してるところでございます。この点検の結果によりまして、4判定の緊急措置段階と判定した橋梁及び3判定の早期措置段階と判定した橋梁につきまして優先的に工事を行っているところでございます。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。

それでは、その進捗状況はどのような状況でしょうか。お尋ねいたします。

○都市創造部次長 現在、3判定の橋梁から優先的に修繕工事を実施しているところでございます。この修繕工事が終わり次第、2判定の予防保全段階と判定をいたしました橋梁の修繕工事を実施する予定でございます。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。

ここからが本題で、私がこの問題を取り上げた大きな理由にもなるんですが、香芝市橋梁長寿命化修繕計画におきましては、予防保全型の維持管理により、50年間で約115億円のコスト削減効果が見込まれるとされており、50年という長いスパンではありますが、対症療法型に比べ、非常に大きな削減効果があると試算されています。

以上のことを踏まえると、早期に予防保全型の維持管理を行っていく必要があると考えますが、このあたりどのようにお考えになられてるか、お尋ねいたします。

○都市創造部次長 先ほどもご答弁をさせていただきましたとおり、まずは2順目の定期点検におきまして3判定の早期措置段階と判定した橋梁につきまして令和7年度までに修繕工事が完了する予定でございます。令和6年度から3巡目の定期点検を進めておりまして、この定期点検で新たに4判定及び3判定と判定された橋梁につきまして優先的に工事を実施いたしまして、議員がおっしゃいましたとおり、早期に予防保全型の維持管理を行う必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。

今回、私のほうでは橋梁に関するいろいろとお伺いしておりますが、これはこれから老朽化していく全てのインフラや建物に当てはめられるのではないかと考えております。私が言うまでもなく、しっかりと考え、対応されていくとは思いますが、可能な限り、このようにコスト削減に努めていただき、そしてほかに必要とされてる住民サービスへの財源にぜひ回していただけますようよろしくお願いいたします。

次に、予防保全型の維持管理にも計画的な予算確保は必要だと思いますが、近年の橋梁長寿命化工事に関わる予算規模と今後必要となる事業費の見込みについてどのようなものがあるか、お尋ねいたします。

○都市創造部次長 まず、予算規模でございますが、直近3か年の橋梁長寿命化に係る工事につきましては、事後保全型となる3判定の早期措置段階と判定した橋梁を対象とした工事を実施しております。工事請負費の予算額といたしましては、令和7年度で1,800万円、令和6年度で900万円、令和5年度で1,200万円となっております。

また、事業費の見込みでございますが、香芝市橋梁長寿命化修繕計画に基づいた予防保全型の維持管理を行うためには年間約5,000万円の事業費を要する見込みでございます。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。

それでは、引き続きお伺いいたします。

予防保全型の維持管理におきまして、国の補助金の活用の見込みについてお尋ねいたします。

○都市創造部次長 橋梁長寿命化に係る工事は、道路メンテナンス事業補助制度を活用いたしまして、国の補助金を財源として事業を進めているところでございます。奈良県から

は、当補助金における2判定の予防保全段階と判定した橋梁に対する補助金の措置率が低い状況が続いていると聞き及んでいることから、予防保全型の維持管理におきましては、財源の確保というところが課題であるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。

今ご答弁の中にありました道路メンテナンス事業補助制度は国土交通省が行っているものと承知しておりますが、道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業に対して、計画的かつ集中的に支援を実施するものとあります。ここには、対象構造物としては橋梁、トンネル、道路附属物と書かれており、優先支援事業の一つに新技術等を活用する事業とあります。

そこで次に、その新技術に関してお伺いしたいと思います。

香芝市橋梁長寿命化修繕計画におきましては、有効な新技術を積極的に取り入れて、効率的かつ効果的な補修、補強、点検及び維持管理を実施し、コストの縮減を図るとしておりますが、現在検討されておられる内容についてお尋ねいたします。

○都市創造部次長 現在、国土交通省の新技術情報提供システム、NET I Sと申します、NET I Sに登録されておりますコンクリート剥落防止対策ネット工法の採用を検討しているところでございます。これによりまして、橋梁のコンクリートの剥落防止対策工事にて迅速な施工が可能となり、経済性の向上が図られるというふうに見込んでございます。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。

今ご答弁で言われましたNET I Sについては、ご参考までに、通告書の一番最後のほうに簡単な説明を書いておりますので、ぜひご覧ください。

私も、これはどんなものかと興味本位でNET I Sのサイトをちょっとのぞいてみたんですけども、素人ではどうしようもなさそうでしたので、これに関しては専門の職員さんにお任せしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

先ほどの質問に関してですけども、どのように選定しておられるのか、お尋ねいたします。

○都市創造部次長 このNET I Sに登録されております新技術のうち、施工実績及び費用削減効果などの資料、データを参考に選定をしております。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

橋梁点検技術におきましては日進月歩で進化していると思いますが、本市では点検業務の効率化、高度化のためにドローンやAIなどの新技術の活用を検討をされているのか、お尋ねいたします。

○都市創造部次長 まず、ドローンを活用した点検でございますと、大規模な橋梁に対して効果が得られるところでございますので、本市においては検討はしてございません。AIを活用した点検につきましては、令和6年に2橋で活用しているところでございます。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。

事前にお聞きしたところで、この新技術を使ってもやっぱり費用のほうはしっかりと削減されているということをお聞きしておりますので、本当にしっかりと取り組まれているのだと感心させられました。ぜひ、これからも市民のためによりしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

道路の舗装修繕についてでございますが、ちょっとだけこの中身から横道にそれますが、以前より私は、道路の舗装修繕工事について、勝手なイメージかもしれませんが、同じところを掘り返したりとか、年度末になったら何か無駄な工事をしてないのかななんて思っておりましたので、この際ちょっとお伺いしておきたいと思っております。

全国的に各自治体では、橋梁と同様に、舗装の老朽化対策も問題となっております。本市では香芝市舗装長寿命化計画に基づいて取組を進めておられると思っておりますが、舗装の維持管理にて効率的な更新、修繕の取組はあるのか、お尋ねいたします。

○都市創造部次長 定期的に道路地下埋設工事等に係る連絡会議を開催しております。この会議におきまして埋設施設管理者に事業計画の確認を行い、掘り返し規制など、舗装の更新が重複しないように調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。

ただいまご答弁いただいた内容、事前にいろいろとお聞きしたところで、ちょっと私のほうで補足させていただきたいと思うんですけどもね。単純な発想で考えますと、同じ道路を掘るんだったら、上水道、下水道、ガス管などを同時に工事やったら1回で済むのって思うんですけどもね。いろいろ聞くと、やっぱり施工工程の違いや業者間の調整で難しいというのが本音というところでございます。というものの、できるだけ費用を抑えるためにも効率的に行っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後の質問になります。安全面に関してでございます。

道路や橋梁などインフラの老朽化は、本当に市民の安全に直結する問題でございます。今年も道路が陥没してという痛ましい事故も起きました。老朽化による万が一の事故やトラブルが起きたときの対応についてお伺いいたします。

○都市創造部次長 道路の破損等によりまして交通が危険であると認められる場合につきましては、道路管理者は状況に応じて、道路法第46条第1項の規定により、道路の通行禁止または制限をして、安全な措置を講ずることとなります。あわせて、直ちに道路復旧に向けた対策を検討することになります。道路の管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときは、道路管理者はこれに対して賠償の責任を負うこととなります。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。

例えば道路法では、「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない」と規定されております。道路や橋梁など各施設の老朽化が進む中で、万が一の事故が発生しないように、適切な維持管理を行うとともに、私のほうからは、選択と集中による戦略的な投資と効果が生まれる、さらなる新技術の積極的な活用をお願いし、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。